岩手海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、岩手県の地先海面における第二種共同漁業(小型定置漁業)の保護区域を次のとおり設定する。

平成31年3月1日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大 井 誠 治

- 1 保護区域 次の直線ア線、イ線、ウ線及び工線によって囲まれた区域
 - ア線 中心線に平行して点アを通る直線
 - イ線 中心線に平行して点イを通る直線
 - ウ線 中心線に直角に点ウを通る直線
 - 工線 中心線に直角に点工を通る直線
 - 中心線 左側の台と右側の台(それぞれ2個ある場合は、その中心点)を結んだ線と直角に胴張りの沖側の浮子(三地の羽子))を通る直線
 - 点ア 左側の台(2個ある場合は、沖側の台)から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点
 - 点イ 右側の台 (2個ある場合は、沖側の台) から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点
 - 点ウ 中心線上の胴張りの沖側の浮子 (三地の羽子) から漁場別に定める距離の点

点工 元地

漁場別の距離 別表のとおり

- 2 保護区域内における漁業の制限 保護区域内においては、第二種共同漁業(小型定置漁業)に対し著しく支障を及ぼす漁業を 営み、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。
- 注 左側の台及び右側の台とは、陸岸から向かって左及び右をいう。

別表

公示番号	漁場名	時期	距離(m)			備考
			点ア	点イ	点ウ)#i /5
二共第16号	秋せんま網	秋	300	200	100	久慈地区